

平成 29 年度第 2 回

# 北海道青少年健全育成審議会

## 議 事 録

日 時：平成 29 年 11 月 9 日（木）13 時 30 分開会

場 所：北海道庁別館 10 階 北海道労働委員会会議室

## 1 開 会

○事務局（青野青少年担当課長） 皆様お揃いでございますので、ただ今から、平成 29 年度第 2 回北海道青少年健全育成審議会を開催いたします。

私は、環境生活部くらし安全局道民生活課青少年担当課長の青野でございます。本日は、会長選出までの間、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部くらし安全局長 堀本 厚 からご挨拶を申し上げます。

## 2 あいさつ

○挨拶（環境生活部くらし安全局 堀本局長） 皆様こんにちは。道庁で青少年を担当しております環境生活部くらし安全局長の堀本と申します。開会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご多忙のところ、またこのように天候が悪い中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。皆様におかれましては、本審議会の委員を快くお引き受けをいただき、心から感謝を申し上げる次第でございます。

また、日頃より、青少年の健全育成に関しまして、格別のご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。本審議会には、北海道青少年健全育成条例に基づきまして、学識経験者の方、また団体役職員、事業者の方など各分野の方と、公募の方を合わせて 15 名の方に、この度、第 6 期の審議会委員としてご就任をいただくことになりました。この中で 11 名の方は第 5 期からの引き続きということでまたよろしく願いいたします。そして、新たに 4 名の方にご就任をいただいたということでございます。これから 2 年間の任期でございますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、少し時間をいただきまして最近の青少年を巡る状況を申し上げますと、スマートフォンなどの情報通信機器が急速に普及したことなどを背景といたしまして、青少年を対象にインターネットを介した犯罪被害が増加しているというような状況がみられるところでもあります。警察庁の取りまとめなどによりますと、例えば、全国でコミュニティーサイトの利用により被害を受けた 18 歳未満の青少年は、平成 24 年以降毎年増加しているところでございまして、昨年は全国で約 1,700 件と、最悪を記録しているところでございます。

また、このうちの 9 割近くを 14 歳から 17 歳の青少年が占め、罪種別では、児童買春でありますとか児童ポルノの被害が増加しているといったところでございます。

また、道内におきましても、18 歳未満の青少年がスマートフォンの無料通信アプリを通じて、自らの裸の画像を送信させられるといった「自画撮り」の被害が報じられているところでございまして、昨年はこうした被害が 28 件にものぼったというような報道がな

されているところでございます。

このような中、道といたしましては、詳細は後ほど担当からご説明申し上げますが、通信機器へのフィルタリングに関わった新たな対策について、北海道青少年健全育成条例にこうした対策を盛り込むことを予定してございまして、青少年がインターネット等の利用を起因とした非行や被害に遭わないよう、条例等に基づきまして、フィルタリングソフトウェアですとかあるいはフィルタリングサービスの利用促進を図ってまいりたいと考えております。

また、この他にも、青少年の健全育成に関わりましては、様々な課題があるものと認識をしているところでございまして、委員の皆様におかれましては、本審議会におきまして、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見を賜りますよう、また、併せて、北海道の青少年の健全育成に向けてお力添えを賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願い申し上げます。

○事務局（青野青少年担当課長） 当審議会は、今回から第6期ということで、新たに4名の方が委員となられましたことから、はじめに、自己紹介の場を設けさせていただきたいと思っております。

まず、はじめに事務局のほうから自己紹介をさせていただきます。

○事務局（青少年グループ柴田主幹） 皆様こんにちは、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課青少年グループの主幹の柴田と申します。この4月からこの業務を担当しております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（青少年グループ坂口主幹） 同じく青少年グループで主幹をしております坂口と申します。昨年の4月に北海道警察の少年課から道に派遣ということでこちらに参っております。今年で2年目となります。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（青少年グループ伊藤主査） いつもお世話になっております。青少年グループで主査をやっております伊藤と申します。皆様のご連絡役をいつもさせていただいております。どうもありがとうございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○事務局（青野青少年担当課長） 次に、委員の皆様へ一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、はじめに秋葉委員から時計回りでお願いいたします。

○秋葉委員 皆様こんにちは、秋葉聡志と申します。公益財団法人北海道YMCA総主事をしております。キリスト教精神に基づいた国際的な青少年団体をやっておりますけ

れども、実は今年 120 周年を迎えまして、色々な記念事業をしております。子どもたちの会というのは大変多く、主に青少年といっても今はもう中高生がほとんどいなくて、幼児から小学生ぐらいまでが中心になって活動を行っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○安宅委員 北海道商工会議所連合会の安宅と申します。よろしくお願いいたします。道内 42 商工会議所の連合組織ということで商工会議所連合会がありまして、あまり青少年ということの関わりはちょっと商工団体ではないのですが、皆さんお子さんやなんか沢山いらっしゃる環境にいますので頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩田委員 北海道中学校校長会の幹事をしています、美唄市立南美唄中学校校長の岩田と言います。この 4 月からこの審議会のほうに入らせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○大熊委員 「NPO 法人 ezorock」の大熊と申します。当団体では、18 歳から 30 歳ぐらいの青年が、地域課題に対して課題解決を行っていきまして、その中で育成ですとか成長というのを促すような団体でございます。多くは 18 歳から 30 歳なのですが、たまに高校生等も出てきますので、ここで色々勉強させていただきたいのと、ここで色々なことをちょっとお話させていただけたらなと思っております。私自身は其中で森林という課題に向き合っております、現在、薪割りを中心に若い人たちが木と関わる機会ですとか、大人と関わる機会というのを多く提供しているような活動を実施しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○河合委員 私は、北海道医療大学心理科学部臨床心理学科というところで教員をしております河合祐子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。教員をしておりますのと、あと臨床心理士の資格も持っております。大学院でも教えておりますけれども、教えるほうと、それから実際に自分自身がカウンセリングといったらいいのでしょうか、提供する側と言ったらいいのでしょうか、しております。過去にスクールカウンセラーをしていたこともありまして、その当時は中学校、高校の生徒さんたちで、今は教員という立場で大学生たちと、カウンセラーという立場では、もっと幅広く色々な方と関わりを持ちながら、日々を過ごしております。自分自身の色々な視点、バラバラなんですけれども、色々な視点でこの青少年健全育成というところに何らかのお役に立つことがあればな、というふうに思っているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木委員 私はガールスカウト北海道連盟で副連盟長をさせていただいております鈴木智恵子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

ガールスカウトというのは、小学校に入る前の年長さんの少女から高校生までが少女スカウトとして活動しております。それを支える育成者ということで年齢の制限はなく、一番ご高齢の方で九十超えの方もいらっしゃいます。北海道には二十ヶ団ございまして六百人を切っているような状態なのですが、なんとか少女会員を増やしてこれからも頑張っていきたいと思っております。会員はすべてボランティアで活動しておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

○田辺委員 全日本アミューズメント施設営業者協会連合会の田辺と申します。私どもは、いわゆるゲームセンターを営んでいる会社の集まりでございます。いくつかの目的があるのですが、私どもでは、青少年、その中の重要な目的のひとつに、青少年の健全育成を図り明るく安全な社会づくりに寄与することが重要な目標として掲げている団体であります。精一杯頑張らせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○新井田委員 皆様こんにちは。北海道高等学校PTA連合会の会長をしております新井田 寛と申します。現在、公立学校の全てと一部私立 24 校が入りまして、258 校加盟している団体でございます。生徒数が約 11 万人、高校生の教育振興を日頃から行っている団体でございます。ひとつよろしく願いいたします。

○野村委員 こんにちは、北海道新聞社編集委員をしています野村と申します。普段は日曜版とか作家のインタビューとか書いておりまして、けっこう出張が多い仕事なものですから、なかなか出席できないかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。名前は「六三」と書いてますけれども、「むつみ」と読みます。よろしく願いいたします。

○原委員 弁護士の原でございます。よろしく願いいたします。私、二人の子どもの母親なのですが、ずいぶん母親をやってから長く経ったものですから、今の小さな子ども、今の青少年と言われる子どもたちの様子がどうも解らない感じがちょっとしています。子どもたちが、かなりいろいろなところで被害に遭っているというのは新聞報道でも、先程の道の説明の中にもありましたが、本当に私たちが、私がつて言ったらいいんでしょうか、私が母親として子どもと向かいあっていたときとは大分違ってきていて、かなり大変な被害じゃないのかなと、先程の自画撮りの問題にしましても、子どもたちは全然わけが判らないまま自分で、でもその被害が子どもたちにどのように及んでいくかということを考えると、本当に痛ましいなということで思っています。子どもがこう

いう被害に遭うということはやはり家庭が反映していると思いますし、その上で社会の問題も反映していると思います。いろいろな問題を抱えながら、子どもたちを今、こちらのほうの青少年健全育成、これがなんとかなっていくような形で皆さんと協議をいろいろさせていただきながら、お話を聞きながら、私も考えていきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○日置委員 はい、所属はソーシャルワーカーというふうになっているのですが、フリーで、フリーの立場でソーシャルワークとか地域づくりのほうをやっております日置と申します。札幌市の教育委員会のスクールソーシャルワーカーを9年間この3月までやっていたのですが、地元が私、家が釧路なのでちょっとなかなか札幌に来る機会が少なくなってこの春で退任したのですが、今も札幌市の市立大通高校には定期的に行って相談受けたりとか、あとその相談を受けた若者たちの自助グループみたいなものの手伝いをしたりしています。この審議会に関わってから長くなったのですが、自分の中ではいろんな情報を得たり、皆さんの話を聞く貴重な機会になっていますので、よろしくお願いいたします。

○古川委員 北翔大学教育文化学部教育学科初等教育コース2年の古川瑠奈と申します。よろしくお願いいたします。普段は、子どもの貧困に向き合おうということで、中学生を対象に勉強を教えてあげたりしているボランティアの活動に参加しています。将来は小学校の先生を目指して日々勉強を重ねています。現代を生きる若者の一人として、今回は参加させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○丸山委員 北海学園大学の丸山と申します。大学では刑法を担当しております。一見重なりそうな分野ですが、まったく私の門外漢の審議会でありまして、皆さんのご経験、あるいは様々なお話を伺わせていただければと存じます。自分の青少年時代を考えると、こんなところに居るのがいいのか、というふうにも思いますけれども、相手にしている学生さんは一応青少年後半部分、18歳以上20代中ぐらいまでという学生ですので、現代の青少年の心情とか動きとかいうものにも日常的には接しておりますので、皆さんのご意見を伺いながら北海道の青少年健全育成の為に審議会に参加させていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（青野青少年担当課長）皆様ありがとうございました。なお、本日は北海道市長会の伊東委員、日本ガーディアン・エンジェルス札幌支部の菅原委員の2名がご都合により欠席されております。

また局長の堀本でございますが、この後、次の公務がございますのでここで退席させていただきます。

○（環境生活部くらし安全局 堀本局長） 皆さま今後ともどうぞよろしくお願ひします。すみませんが、ここで失礼させていただきます。

### 3 議 事

○事務局（青野青少年担当課長） 以降は着席のまま進行させていただきたいと思ひます。それでは会議のほうに移らせていただきます。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。北海道青少年健全育成条例第 50 条第 2 項の規定により、審議会は委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことが出来ないとされているところがございますが、委員定数 15 名のうち、13 名の出席をいただいておりますことから、本会議は成立していることをご報告いたします。

また、本日はオブザーバーといたしまして、青少年行政を推進するために道庁内に設置しております青少年健全育成推進本部の幹事も出席しておりますことを併せてご報告いたします。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。お手元に資料 1-1 から資料 6-2 までを配布してございます。足りない資料はございませんでしょうか？よろしいですか。

では、本日の会議終了は午後 3 時頃を目処としております。会議の進行にご協力をお願いいたします。本来ですと、ここで会長を選出し議事に移らせていただきたいというふうにご考えてございましたが、今回、新たに委員になられた方もいらっしゃることから、本審議会につきまして事務局から説明させていただきたいと思ひます。

○事務局（青少年グループ伊藤主査） 事務局の伊藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。すみませんが座って説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料 1-1 をお願ひいたします。まずこの審議会の公開についてでございますが、一般に知事の附属機関でございます審議会の会議内容につきましては、北海道情報公開条例によって、原則公開とされております。それに則りまして、本審議会につきましても公開して、報道や一般傍聴を認めることとし、議事録や配布資料についても公開することとしております。

一方、この後でご説明させていただきますが、「北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会」につきましては、有害図書等の指定に係る審議が主な内容となりますので、特定の企業の不利益になったり、また、委員の自由闊達な発言を妨げる可能性があることから、非公開としているところです。

続きまして、資料 1-2 をお願ひいたします。この審議会の傍聴についてでございますが、一般の方が傍聴を希望される際は、事前または当日に受付をし、審議会会長の許可の上、会場へ入場することとなります。受け付けは先着順となっております。会議の最中は、静粛に傍聴することとし、拍手などの方法で賛成、反対などの意見表明や、飲食、また議事を妨害

するようなことはできません。これに従わない場合は、退場させていただく場合がございます。

続きまして、資料2をお願いいたします。資料2の北海道青少年健全育成審議会の所掌事項についてでございます。まず、お手元の資料は、この条例の第5章を構成する第45条から第52条及び第6章雑則の一部について抜粋したものでございます。審議会の所掌事項等につきましては、この条例で定めております。

まず、第45条でございます。第45条は設置根拠でございます。北海道青少年健全育成審議会は、北海道における青少年の健全な育成を図ることを目的として、知事の附属機関として設置することとされているものでございます。

次に第46条でございますが、「審議会の所掌事項は、次のとおりとする。」とあります。

まず、第1号は知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議することとなっております。第2号は、前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属された事務となっております。第1号の諮問につきましては、この資料の一番下の第54条に規定されており、いろいろ条項が書いてありますが、かいつまんで申しますと、具体的には「基本計画」の策定や、有害興行、いわゆる映画、それから有害図書類、それから有害がん具類、有害刃物、有害広告物を指定するとき、あるいは、そういう有害図書類等としての判断をするための基準などを規則で定めるとき、本審議会に諮問させていただくことになります。

また、資料上のほうの第46条に戻りますが、第46条の第2項といたしまして、「審議会は、青少年の健全な育成に関し必要と認める事項を知事に建議することができる」とされているところでございます。この建議という言葉は、なかなか使われないう言葉ではございますが、一般的には意見を申し立てるという意味が近いかと思われまます。審議会として独自の考えや、あるいは、一般の方からの申出などにより、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるものについて建議することができる、その旨を定めたものでございます。

次の第47条でございます。審議会は15人以内で組織するとありまして、次の第48条は審議会委員の構成を規定しております。(5)の「知事が適当と認める者」は、これは具体的には公募委員でございます。私どもこの審議会では2名の方を任命させていただいております。大熊委員さんそれから古川委員さん、2名の方を任命させていただいております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それから第49条でございます。審議会に会長と副会長を置き、その選任は委員が互選することとなっております。このあと会長、副会長を選出していただきたいと存じます。

第50条でございます。審議会の開催や定足数、議事の議決方法を定めているものでございます。

次に第 51 条でございます。第 51 条は部会についての規定でございます。まず部会の設置につきましては、第 51 条第 1 項に「必要に応じ、置くことができる」と規定されており、部会長及び部会の委員については、第 3 項及び第 4 項において「会長が指名する」ことになっております。

また、調査審議する内容につきましては、第 2 項に「審議会から付託された事項」となっております。これにつきましては次の資料 3-1 をお願いいたします。資料 3-1 でございますが、これは平成 19 年の第 1 期審議会におきまして決定されたものでございまして、中段の太字の部分が、この「審議会から付託された事項」として部会に付託された事項でございます。

そして、特に太字の中の条例第 54 条の第 1 項第 2 号、真ん中のところに「有害図書類の個別指定」とありますが、これを中心に部会でご審議をさせていただいているところでございます。

最後に資料 3-2 をお願いいたします。資料 3-2 は、部会の設置目的や所掌事項、それから部会の構成等が定められた設置要綱でございます。第 3 条で部会委員は 6 名となっております。任期は 2 年でございます。

また、資料一番下の第 5 条第 4 項において、「社会環境整備部会における議決は、これをもって審議会の議決とする。」となっております、「この場合、その結果を事後の審議会に報告するものとする。」となっております。

説明につきましては、以上でございます。

○事務局（青野青少年担当課長） ただ今事務局のほうからご説明申し上げましたが、何か質問等ございましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか？よろしいですか。

それでは、このような役割がございます審議会でございます。新たな 6 期の委員の中から、今後の審議会を取りまとめていただきます会長を選出する必要がございます。

ただいまご説明申し上げましたように、会長の選出につきましては、北海道青少年健全育成条例第 49 条第 2 項の規定によりまして、委員が互選することとなっております。会長の選出につきまして、ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか？

○事務局（青野青少年担当課長） はい、秋葉委員

○秋葉委員 事務局の考えをお聞かせいただけますか？

○事務局（青野青少年担当課長） はい、わかりました。ただいま、会長の選出につきまして、事務局案の提示を求める発言がございました。会長の選出につきましては、事務局案を提示させていただき、皆様にご承認いただくという形でよろしいでしょうか？

(「異議無し」の声)

○事務局（青野青少年担当課長） それでは事務局といたしまして、学識経験者で法律の専門家ですらっしゃいます北海学園大学の丸山委員を会長ということでお願いしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか？

(「異議無し」の声)

○事務局（青野青少年担当課長） ありがとうございます。それでは、本審議会の会長は、丸山委員にお願いしたいと思えます。

それでは、丸山会長、会長席の方に移動をお願いいたします。

○丸山会長 はい。

○事務局（青野青少年担当課長） それでは開催要項の3の議事、(2)協議事項「ア」まで私のほうで進行させていただきました。「イ」以降につきましては、丸山会長にお願いいたしたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

○丸山会長 それではご挨拶は次回しにしまして、早速進行を務めさせていただきます。これから円滑な議事進行につきましてご協力をお願いいたします。会長の選出に引き続きまして副会長の選出をしたいというふうに思えます。副会長の選出についてなにかご意見のある方はいらっしゃいませんか？ はい、秋葉委員。

○秋葉委員 こちらも事務局の方で案がございましたら、お聞かせいただければと思えます。

○丸山会長 ただいま、副会長に選出につきましても、事務局案の提示を求める旨のご発言がございました。それでよろしいでしょうか？

(「異議無し」の声)

○丸山会長 では、事務局の方で案を提示していただければ、お願いします。

○事務局（青野青少年担当課長） 事務局といたしましては、第5期におきましても副会長を務めていただきました北海道医療大学の河合祐子委員を提案いたします。

○丸山会長 ただいま、事務局から北海道医療大学の河合 祐子委員との提案がございましたけれども、皆さんいかがでしょうか？よろしいですか？

(「異議無し」の声)

○丸山会長 はい、異議無しということですので、河合委員、今期も副会長としてどうぞよろしくお願いいたします。

○河合委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○丸山会長 それでは、副会長席のほうに移動をお願いします。

会長・副会長が揃いましたので、改めまして、私どものほうから一言ご挨拶を差し上げたいと思います。立ってご挨拶させていただきますが、先程も自己紹介申し上げましたけれども、私、審議会というものが大の苦手でありまして、もともと人見知りをする性格なものですからあまり表に出ない、そういったことで大学に閉じ籠もっていたというのがありますけれども、もう一つ「なんとか長」というのが苦手で小学校以来逃げ回っていたというのがあるのですけれども、今回、図らずも皆さんの推薦で二重苦を背負うことになりました。大変不慣れなこともありますし、経験ありませんが、是非皆さんの経験豊かな委員の方々のご協力、それから事務局の支援を賜りながら円滑に審議会を遂行していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○河合副会長 先程少し申しましたけれども、北海道医療大学で教員をしておりますが、教員だけはそう長くはなく、といいましても十年くらい経ちましたでしょうかね。それ以外はいろんなことをやってきていますが、なんでしょうかね、時代の流れというものもありながら、でも変わらないものもありながら、でもやはりその当事者の青少年の方々と言ったらいいんでしょうかね、必要な支援だったりなんだったりということが出来ればいいのかなあと思いながらいるところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。もちろん会長を補佐して進めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○丸山会長 こちらこそよろしくお願いいたします。それでは次は協議事項として「ウ」、部会委員の指名となっておりますので、この点事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（青少年グループ伊藤主査） はい、部会委員でございますが、今期がまた新たに第6期ということでございますので、新たに委員を決める必要がございます。部会

の委員につきましては先程ご説明いたしましたが、条例と部会の設置要綱により、会長が指名することとなっております。任期につきましては2年、それから人数は6人でございます。

○丸山会長 はい。ありがとうございます。部会の委員は会長である私が指名することによってでございますけれども、先程、部会の所掌事項についての説明がありました。部会では、有害図書類の審査など、経験とか専門性が必要かと思えます。そこで、前期の委員の方には引き続いて部会の委員をお引き受けいただきたいというふうに考えております。前期の部会の委員は、どうなっておりますでしょうか？

○事務局（青少年グループ伊藤主査） はい。前期の部会委員は、秋葉委員、岩田委員、河合副会長、野村委員、原委員、それから本日は欠席でございますが、菅原委員の6名となっております。

○丸山会長 はい。それでは今ご紹介ありましたが、秋葉委員、岩田委員、河合委員、野村委員、原委員、本日欠席の菅原委員、以上6名の委員を部会の委員に指名させていただきたいと思えます、そして部会長は、本審議会の副会長となりました河合委員とさせていただきますと思えますが、いかがでしょうか？

（「異議無し」の声）

○丸山会長 異議無しと認めます。それでは、みなさんよろしくお願ひします。

また、本日欠席の菅原委員へは、事務局から部会委員に指名された旨、伝達をお願いします。

○事務局（青少年グループ伊藤主査） かしこまりました。

○丸山会長 次に次第では、(3)の報告事項ということになっております。順に進めていきたいと思えます。

まず、「ア」の「平成29年度有害図書類の指定状況について」事務局から報告をいただきます。お願いします。

○事務局（青少年グループ伊藤主査） では資料4をお願いいたします。資料4の平成29年度有害図書類の指定状況についてでございます。これはさきほど説明したものと一部だぶっておりますが、資料の一番下に下線で書いておりますが、社会環境整備部会の設置要綱の中で、部会での議決結果を事後の審議会に報告することとなっております

ので、前回の審議会以降に開催した部会での議決結果をこの審議会でご報告させていただくものでございます。それで前回の審議会以降、これまで1回、本年7月28日に部会を開催してご審議をしていただき、審議の結果、資料4に記載の4冊が有害図書類として議決されました。

これを受けまして、道におきましては8月9日に北海道公報により有害図書類として告示をし、図書組合等の取扱事業者をはじめ、警察や検察庁、また裁判所といった機関などにも通知しているところでございます。

平成29年度の有害図書類の指定状況につきましては、以上でございます。

○丸山会長 はい。ありがとうございます。ただ今の報告について何か質疑はございませんか？よろしいでしょうか。

では、次に「イ」の「北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例（素案）について」事務局から報告をいただきます。お願いします。

○事務局（青少年グループ坂口主幹） はい。それでは私のほうから資料5に基づきまして現在、事務検討を進めております条例改正の素案についてその概要をご説明させていただきます。以降着座して失礼いたします。

資料につきましては5-1から5-5までお配りしております。5-1は改正の概要、5-2から5-5までは昨日から実施しておりますパブリックコメントの資料をお配りしております。説明につきましては1枚目の5-1に基づきまして進めてまいりたいと思いません。

また、パブリックコメントの資料につきましては後ほどご覧いただきたいと思いません。はじめに第1の改正の趣旨でございますけれども、今回の条例の改正は国の法律が改正されたことに伴う改正となります。改正された法律名は少し長いんですけれどもこの資料に書かれていますとおり「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律」でございます。本年6月23日に公布をされております。施行につきましては公布から1年以内ということで、まだ国のほうから施行期日は示されてございません。この法律が改正された趣旨でございますけれども、近年スマートフォン等のインターネット利用機器が急速に普及いたしまして、こうした機器における無線LANやアプリケーションを介したインターネット接続に対しまして、従来の携帯電話、いわゆるガラケーでございますけれども、この携帯電話におけるネットワークのフィルタリングでは、現在普及しているスマートフォンには十分に機能しない場合があるということで、こうした事例に対応するため青少年有害情報フィルタリング有効化措置の実施義務等を内容とする法律の改正が行われたところであります。

また、その改正を受けての条例の規定を一部整備するというものでございます。

それではどのような内容が改正されたのかと申しますと、2の法律の主な改正内容になりますけれども、条例に関するものとしたしまして大きく3点ございます。

1点目は「フィルタリング有効化措置実施義務」でございます。これはフィルタリングソフトウェアのインストールや設定、あるいは端末本体のOSの設定を講ずる義務でございますけれども、いわゆる無線LANやアプリケーションにフィルタリングをかける為には、スマートフォンの本体側でフィルタリングをかけなければなりません。その為のインストールや本体の設定というものでございます。

2点目は「青少年確認義務」、青少年が店舗で契約をする際、あるいは青少年が使用する携帯電話を保護者が店舗で契約をする際、そういった際に店舗側が青少年かどうか確認をする義務というものが設けられました。

また、3点目は「事業者等の説明義務」ということで、フィルタリングサービスやフィルタリングソフトウェアなどについて説明する義務が新たに法律で設けられました。後ほど申し上げますけれども、この2点目、3点目の義務につきましては、現行既に条例で規定している内容と同様のものとなります。

続きまして、3の条例改正の主な内容についてでございますけれども、まず青少年有害情報フィルタリング有効化措置の実施義務の新設等に伴う改正でございます。これは一言で申しますと、現在、条例で規定しておりますフィルタリングサービスの規定に準ずる形で規定を整備するものでございます。内容といたしましては、保護者の義務でございますけれども、現在の条例では保護者が携帯電話のフィルタリングサービスを利用しない場合、これは青少年が使用するものでございますけれども、フィルタリングサービスを利用しない場合は、国の法律では申し出るだけですけれども、条例ではその理由等を記載した書面の提出義務を上乗せして規定しています。そのことに伴いまして今回法律で新設されましたこのフィルタリング有効化措置実施義務につきましても、保護者が希望しないと申し出た場合につきましては、同様に理由等を記載した書面の提出義務を規定するというものでございます。

また、併せまして社会情勢の変化というものもございまして、書面だけではなくて書面または電磁的記録、現在は電子署名というものもございまして、タブレットで説明契約をするというものもございまして、電磁的記録による提供も可能とすることを考えております。

次に、事業者等の義務についてでございますけれども、これにつきましてもフィルタリングサービスの規定と同様、不要申出書面の保存義務を規定するものでございます。現在も保護者から提出を受けたフィルタリングサービスの不要申出書面については、事業者が保存する義務というものがございます。加えまして、今回の有効化措置を希望しない書面につきましても同様に事業者が保存義務を課するというものでございます。

次に追加といたしまして、勧告対象行為を追加しております。これにつきましても、フィルタリングサービスの不要申出書面の保存義務違反というものを、現在、勧告措置

の対象としておりますけれども、これにつきましても、同様に法律で新設された有効化措置の書面の保存義務違反について、勧告対象行為に追加するというものでございます。

次に、青少年確認義務、その下の事業者等の説明義務でございますけれども、この2つの規定につきましては、今回の法律の改正により規定が新設されて整備されたということでございますので、同様の規定であります条例の規定については、法律が優先されますので条例から削除をするということを考えております。

なお、この説明義務につきましては、説明する義務は削除するのですが、現在の条例では、その説明した事項を記載した書面、「保護者や青少年に解りやすいように説明書面も交付してください」ということで、法律よりも更に一步進んだ規定を設けておりますので、この説明書面の交付についてはそのまま残すということでございます。資料下の〔法と条例の相関図〕でございますけれども、これは改正前と改正後における法律と条例の相関図をお示ししたものでございますので、後ほど参考にご覧いただければと思います。

最後に、今後のスケジュールについてでございますけれども、道ではただいまご説明いたしました条例素案について、昨日11月8日から1ヶ月間パブリックコメントを実施することとしておりまして、いただきましたご意見や道議会におけるご議論などを踏まえまして、条例の改正案を取りまとめて、来年2月に開会予定の第1回定例道議会にこの条例案を提案したいというふうに考えております。

以上で条例改正素案についての説明を終わらせていただきます。

○丸山会長 はい、ありがとうございます。ただいまの報告は北海道青少年健全育成条例の一部を改正するという内容でございました。長い名前の法律ですが、何でしょうかね、省略するのに「青少年インターネット利用環境整備法」とでも言うんでしょうかね。そのような法律が改正されたということで、この改正に伴い新たに加わった事項については、条例で更に新たな義務を追加する、という部分。相関図のところが解りやすいですが、不要を申し出たときの申出書提出義務、保存義務というものですか。これと、これまで条例で義務をかけていた事項について、一部法律に規定されたので条例で規定する必要がなくなった、ということで削除をする、という2点があるということでしょうかね？

○事務局（青少年グループ坂口主幹） はい。

○丸山会長 それでは、皆さんご意見、ご質問等はございませんか？よろしいでしょうか？

はい、内容についてはまたじっくり読んでいただくこととなるかと思いますが、ありがとうございます。

次に、「ウ」の「北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）の推進状況について」事務局から報告をいただきます。

お願いします。

○事務局（青少年グループ柴田主幹） はい。柴田でございます。次第にあります報告事項としましては、最後の報告事項、基本計画の推進状況についてご説明をさせていただきます。

毎年報告しているものですが、今回新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、はじめに本事務、また計画の趣旨等について簡単にご説明をしたいと思います。資料につきましては6-1と6-2を使って説明をいたします。

まず、6-1 推進状況の【概要】ということで纏めております。1の趣旨につきまして、まず一つ目の四角■です。道では北海道青少年健全育成条例に基づき、平成20年3月、この計画を策定しました。この北海道青少年健全育成条例は、昭和35年に北海道青少年保護育成条例として制定したものを、平成18年にそれまでの「保護・規制」中心の条例から、青少年の「健全育成」の観点に立った条例に大幅改正をいたしました。名称を保護育成条例から現在の健全育成条例に改めております。その際に条例の第9条に「基本計画」という条項を設けまして、青少年の健全な育成に関する基本計画を定めるものといたしました。そして、平成18の改正条例に基づきまして、平成20年の3月に計画を策定しております。その後、中間見直しを行いまして、平成27年3月に改訂を行っております。本日はもう既にお持ちの方、委員いらっしゃるとは思いますけれども、その改訂版の計画を、緑色の計画をお手元にお配りをしてしております。趣旨の二つ目なんですけれども、計画の推進状況につきましては、条例の第11条におきまして「施策の実施状況について毎年度公表する」ということになっております。

また、計画本体、87ページですけれども、第5章「推進体制」の章におきまして、「当該年度の事業計画及び前年度の実施結果等推進状況を把握し、審議会へ報告し、ホームページで公表する」という定めをしておりまして、これら条例と計画の規定に基づきまして、この度、29年度版の推進状況、これは平成28年度の実績、それと平成29年度の計画を取り纏めましたので、この度ご報告をするものです。そして取り纏めた資料がちょっと厚い資料となっていますけれども資料の6-2になっています。資料6-1の2番、計画の性格です。三つこの計画では性格位置付けを持っていまして、一つ目はただいま申し上げました条例に基づく計画でございます。

そして二つ目、道庁内にはこういった、我々の青少年健全基本計画みたいな計画が沢山ございます。それらの上に位置する計画、北海道の行政の根幹を成す計画、「北海道総合計画」といいますけれども、それらの分野、分野、分野を個別に推し進めるための計画については、我々行政の言葉なんですけれども「特定分野別計画」という言い方をします。この特定分野別計画という位置付けもでございます。

それと最後三つ目ですが、平成 21 年に制定されました「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条におきまして、「都道府県はこの法律に基づく計画を作るよう努めなさい」という努力規定義務がございますけれども、この法律に基づく計画という位置付けもございます、以上三点の計画の性格位置付けがございます。

3 番の計画の期間でございますが、最初に計画を策定しました平成 20 年度から概ね十年間の計画期間としております。十年間であればちょうど今年度でもってその期間が終わるところなんですけれども、計画の改訂、27 年の 3 月に行いまして、まだあまり間が経っていないこと、それと平成 31 年度に健全育成条例の見直しの作業、今回も法律の改正、インターネットの法律の改正に伴う条例改正を行うんですけれども、それとは別にですね、現在、北海道で持っている条例については、全ての条例にある一定の期間から 5 年経ったら内容を見直しなさいと、そして見直した上で、必要であれば条例の中身を変えましょうという規定が全ての条例についております。この規定に基づきまして、今度、健全育成条例は 31 年度に見直し作業をする予定となっているんですけれども、条例に基づく計画という性格を持っていますので、この条例の見直し作業が終わった後、およそ平成 32 年度頃に、次期の計画、第 2 期計画を策定するという予定であります。先にお話をしておきます。

次に資料 4 番、計画の体系でございます。この計画では 5 つの基本方針と、11 の施策の目標、そして、それにぶらさがる 48 の主な取組を定めております。資料 6-2 の 1 ページ目がその体系図となっております。「次代の社会を担う青少年が健全に育成される社会の実現」という一番左の大きな目的に向けまして、1 番「青少年の豊かな人間性を育む環境づくり」ほか、計 5 つの基本方針、そして真ん中の 1 番「青少年の豊かな人間性を育む家庭づくりの促進」ほか、計 11 個の施策の目標、そして、それぞれにぶらさがる主な取り組みが 48 あることになっておりまして、今回のこの推進状況の取り纏めは、庁内関係各部、それと教育庁、警察本部の方に照会をいたしまして、28 年度の実施状況、29 年度の予定というものを取り纏めましたけれども、これらにぶらさがる事業としましては、1 ページの一番右下、重複するものもありますけれども、301 事業がこの計画にぶらさがって事業が実施されているという結果になっております。

そして資料 6-1 に戻りまして、最後、1 ページ目 5 番、最後ですけれども計画の進捗状況でございます。推進状況の把握といったほうがいいかと思っておりますけれども、計画の進行管理、施策の検証を容易にするため、48 の取組のうち 26 について計画の最終年度、平成 29 年度における数値目標を設定してございます。

そして、指標の他に参考指標も 12 項目設定しまして、推移を把握しているところがございます。資料の 6-2 で言いますと 62 ページが主要な指標とその数値目標、そして 63 ページが参考指標ということになっております。

以上が資料 6-1 の 1 ページ目、計画の趣旨等の説明でございました。

資料 6-2 を最初にちょっと構成を確認しますと、4 ページから 61 ページまでが先程から申し上げていますぶらさがり事業というもの、各部機関が実施している事業の名称、概要、

それと 28 年度の実績、29 年度の予定、それぞれの予算額、所管、部局課というものを整理しております。そしてそれを項目ごと、主な取組ごとに集約しましたものが 2 ページ目と 3 ページ目になっております。

そして先程も申し上げましたが、62 ページと 63 ページが指標の推移ということになっております。取り纏めたものとしてはこの 63 ページの大冊となりますので、当方としましても、この内容を全て説明するのは大変難しいこととありますので、今回は指標が設定されている取組の中から、主なものにつきまして説明をさせていただきたいと思っております。指標は先程 26 設定していますというふうに申し上げました。その中から今回は基本方針が 5 つありますので、基本方針それぞれから、一つずつ取組をピックアップして資料 6-1 の 2 ページ目以降に纏めてございます。それについて説明を差し上げたいと思っております。

まず、2 ページ目最初の基本方針 I、「青少年の豊かな人間性を育む環境づくりの促進」という項目です。その項目では目標の 3 番「地域づくりで青少年を育てる環境づくりの促進」という目標にぶらさがっております主な取組、11 番の「地域の身近な場所での居場所づくり」、資料 6-2 で申し上げますと 19 ページの取組となっているものでございます。計画に記載されている取組の方向としましては、放課後の児童生徒が多様な体験活動や交流、遊びなどで過ごせるよう、児童館、集会所、余裕教室などでの居場所づくりに努めます、という取り組みの方向となっております。資料 6-2 の 19 ページには 6 事業掲載しておりますけれども、指標に繋がる主な事業として、資料 6-1 のほうには 4 事業をピックアップして掲載をしております。

まず一つ目。一つ目と二つ目は保健福祉部の事業です。「地域子ども・子育て支援事業」ということで留守家庭の小学生に学校の余裕教室等で適切な遊び場所等を供与する。その市町村が供与する場所の設定に対して、道、国が補助する事業内容となっております。放課後児童対策事業として、平成 28 年度は、1,022 箇所その補助金を活用して場所を設定しましたという内容です。

次に「子どもの居場所づくり推進事業」につきましてですが、困難を抱える子どもたちに過ごしやすい場所を提供して SOS の受け止めをする、ということを目的に学習支援や食事の提供等を行う地域の居場所づくりの推進、これにつきまして市町村への補助事業ですけれども、28 年度につきましては、二箇所そういったものを新たに採択したといった実績になっています。

三番目の事業につきましては教育庁の事業でございます。「学校、家庭地域の連携協力事業費補助金」、地域社会の中で安全安心して子どもたちが学び、文化スポーツの体験、世代間交流ということを目的とした放課後子ども教室の開催というものを 68 市町村、150 教室で補助金を使って設定をしているという内容になっています。

そして四番目が警察の事業ですけれども、「少年の居場所づくり（JUMP プラン）」という事業で各警察署において社会参加活動、ボランティア活動など青少年の居場所作り活動を 28 年度は 160 回実施しました、という内容になっています。

これらの事業の成果としまして、この地域の身近な場所での居場所づくりという取組に関しましては、指標項目二つ設定されております。

一つは保健福祉部のほうの指標なんですけれども、放課後児童クラブ数、これにつきましては最終年度の29年度1,010箇所という目標値に対しまして、28年度で、もう1,022箇所ということで目標を達成しているということになっています。

次の指標が「放課後における子どもの活動拠点の整備事業」、「放課後子供教室」などというふうになっていますけれども、29年度の目標値、全市町村というふうになっていますけれども、28年度につきましては106市町村ということで、このままでは目標を達成することが難しいという状況になっていますけれども、地域の少年団活動など他の活動をしている子どもたちも多いですし、放課後児童クラブというものも設定されていますので、子どもの居場所につきましては、数としては確保されていると、教育庁と保健福祉部は今後提携して取り組むという方向でおります。

次に基本方針Ⅱの取組に移ります。「青少年の自立を促す環境づくり」からは主な取組25番の「青少年の望ましい勤労観、職業観を育てるキャリア教育等の充実」ということで資料6-2としましては35ページに纏めているものです。9事業掲載している中から資料6-1には6事業を掲載しております。

一つ目。一つ目、二つ目は経済部の事業でございます。「公共訓練費」、学生の実践的な技能技術の修得と、産業界のニーズに応じた人材育成を図るためということで、道立の高等技術専門学院で実際にそこで学んでいる生徒さんたちがインターンシップに出向いております。一日間から二十日間程度まで二百社以上の企業に受け入れをしていただきまして、六学院で328人が28年度はインターンシップに行ったという実績になっています。

次に「次世代ものづくり人材育成事業」です。資料6-2の35ページのほうにはこの事業名の下に括弧（赤レンガ・チャレンジ事業）というふうに掲載されておまして、予算を伴わない、予算無しでやる事業のことを「赤レンガ・チャレンジ事業」というふうに道庁では決めております。この「次世代ものづくり人材育成事業」、ゼロ予算の事業です。ものづくり産業への職業意識の醸成を小さいときから行っていきたいということで、小中学生を対象とした高等技術専門学院等での体験会の実施を行っております。小中学生と保護者を含めてほしい千人ぐらいの方が28年度十回のその体験会に参加をしています。

次から、これ以降は教育庁の事業ですけれども「新規学卒者就職対策推進費」、高校生（インターンシップ推進事業費）ということで、道立高校におけるインターンシップの実施です。全道立高校近い201校で実施をしております。次の事業もそうですけれども北海道は、若い人たちの早期離職率が高いということで、就職する前に職場を体験しておきましょう、という狙いです。ほしい三日間程度インターンシップに赴くというふうになっています。

次に「高等学校就職促進マッチング事業」です。求職と求人がミスマッチな業種、福祉分野と農林水産分野が、ミスマッチが多いようなんですけれども、そこを中心に進路指導教

員、それと生徒を対象に見学会を14振興局管内で実施されております。

次に「新規学卒者就職対策推進費」ということで各教育局に14名、就職指導を行う進路相談員を配置しまして就職相談、職場情報の提供等を行っております

最後の事業ですけれども、「小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業」ということで、大きな各圏域一校を研究指定校としまして、キャリア教育の取組の実施をしております。企業実習、大学での聴講、スキルアップセミナー、それとそこの研究指定校に所属していた卒業生の追跡を行って研究のほうに繋げるということをしています。

この「青少年の望ましい勤労観、職業観を育てるキャリア教育の充実」という取組に関しましては、指標項目が一項目設定されておまして、インターンシップの実施状況ということになっています。これらの取り組みの成果としまして、全日制道立高校において、在学中に一回以上インターンシップを経験した生徒の割合、平成29年度の目標が50%に対しまして、28年度の段階で64.2%と、これも目標を達成しております。

次に基本方針Ⅲのほうに移ります。「社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年を育む環境づくり」ということで、この基本方針からは主な取組35番の「障がい等のある青少年の支援」という取組をピックアップしています。6-2番の資料であれば、48ページが該当します。48ページでは12事業掲載していますが、資料6-1のほうでは指標に繋がる主な事業として6事業を纏めています。

最初は保健福祉部の事業が二つ続きますけれども「障害児と支援体制整備事業」ということで、発達の遅れまたは障がいのある児童、家族が身近な地域において相談支援や療育を受けられるよう、市町村が専門的支援を確保するというで、「市町村体制整備事業」を最初に記載していますけれども、協力機関の医師等の派遣を受ける、各圏域でその協力機関というのが確保できない専門的な支援につきましては、道立施設の医師等を派遣するというで、六十五市町村が体制の整備に取り組んだところでございます。

次の「広域支援体制整備事業」につきましては、各地域で特別な支援を必要とする児童、家族のため、どうしても接する機会のある職員、通所支援施設ですとか保育所、幼稚園、子ども支援センターの職員の方たちに基礎的な研修や専門的な研修を実施しております。

それと最後に「道立聾学校専門支援事業」、障がいの中で耳が聞こえないという障がいはとても大変なこと、ということで早い段階にその耳が聞こえないということに、耳の障害があるということに気づいて取り組んであげることがその後の言語習得等に有効だということで、三歳児未満の乳幼児と家族に対する支援を聾学校のほうで受け入れを実施しております。

次に「発達障害者支援体制整備事業費」です。発達障害者支援センターの設置運営、三箇所で行っております。函館、帯広、旭川に三箇所、札幌市のほうは札幌市で実施をしています。

次は教育庁の事業が二つ続きます。「特別支援教育パートナーティーチャー派遣モデル

事業」は、特別支援学校の教員を支援が必要な子どもが通学している幼稚園、小学校、中学校、高校からの要請を受けて教員を派遣するという事業です。

次に「特別支援教育総合推進事業」は、市町村及び道における特別支援連絡協議会を開催したり、専門研修会を開催、専門家による巡回指導等を行っております。

次の二つは経済部の事業なんですけれども「育成誘致推進費・職場適応訓練費」は、障害者だけの事業ではないんですけれども、雇用を前提として、事業主が就職困難な求職者に雇用前訓練を実施、道が雇用前訓練の分を委託をして慣れたところでそのまま雇用していただくという事業になっております。

そして最後が「公共訓練費（実習費）」として、障がい者職業能力開発校等において障害者の適性に応じた職種の訓練等を行うという事業をしております。

これらの取組の成果としまして、この取組に関しては、指標項目が一つ設定されております。特別支援学校高等部卒業生の就職の状況ということで職業教育を行う特別支援学校高等部の卒業生のうち、就職した生徒の割合ということで29年度の目標値35%に対して、この取り組みについては現状値27年度なんですけれども、44.1%ということで、これにつきましても目標値を達成した状況になっております。

次に、4ページの基本方針Ⅳ「社会環境の浄化の促進」の中からは主な取組41番の「情報化社会の対応」をピックアップしております。資料番号6-2で言えば55ページに記載している事業でございます。55ページでは9事業掲載していますが、指標に繋がる主な事業として4事業を纏めています。5ページのほうに移っております。

最初の二事業、当課の当グループの事業でございます。最初は「青少年健全育成促進費」ということで、この審議会でもその実績については、一年に一回、もしくは二回、報告をするんですけれども、青少年健全育成条例遵守徹底のための事業所の立ち入りというものを行っております。例えば、携帯電話会社のほうに立ち入りしまして先程説明をしました事業者に対する義務、条例のほうで課していますけれども、その「遵守がされているか。」というような目的の立ち入り、後はカラオケボックスなど「青少年が立ち入って夜遅くないか。」もしくは、「中が見えるようになっているか。」っていうような条例に定められたことを確認するための立ち入り検査を行っております。

それと、これも先程説明ありましたけれども有害興行や有害図書の指定というのもこの事業の中で行っております。

そして記載はありませんけれども、非行防止のリーフレットを作成して啓発を行っております。今年度におきましては、自画撮り対策のパンフレットを手作りですけれども作成をして様々な場所での啓発に利用をしております。

二つ目の事業につきましては青少年を取り巻く「有害環境対策推進事業」ということで携帯電話会社とか、後、PTA関係の方々、庁内関係各部等を構成員とします「有害情報対策実行委員会」というものを設置しまして必要な事業に取り組んでおります。28年度で

はインターネット上の有害情報から青少年を守る「道民フォーラム」といったものを旭川で開催をしております。

また、主にフィルタリングの必要性、それと「家庭でスマホや携帯を使うときのルールを決めましょう」等といったことを記載した啓発パンフレットを配布、28年度は全道の小学六年生全員に行き渡るように配布をしたところ です。

次の二つは教育庁の事業で「いじめ等対策総合推進事業」では、直営及び委託においてネットパトロールを実施しています。それと「情報教育ネットワーク形成推進費」は、正しいインターネットの使い方、ということ を目的に道立学校、道立教育研究所等を結ぶイントラネットの運営を行っているところ です。この取り組み情報化社会への対応の指標としましては「ネットトラブルの未然防止の取組状況」ということで、「定期的にネットパトロールを行っている学校の割合」ということで、目標値は平成 29 年度に 100% なんですけれども、現状値 28 年度では、高校では 100%、小学校、中学校では 95% 台ということで目標達成に向けて推移をしているというふう に読めます。

最後に V 番ですけれども「青少年の福祉を阻害する行為の防止促進」で、「子どもの安全安心確保のための取り組みの推進」、57 ページに記載の事業です。全体で 5 事業を記載して ますけれども、3 事業を取り纏めて おります。

最初は当課の事業です。「地域安全推進事業費」は、犯罪のない安全で安心な地域づくり 条例に基づき、安全安心な地域づくりを目指して広く道民に意識啓発を行うということで、ここに記載の事業を行っております。「防犯活動推進地区の指定及び道の施策の優先的、重点的実施」というところでは、道警の事業それと教育庁の事業で優先的、重点的に実施をして いただいているんですけれども、道警のほうでは次の「安全安心まちづくり事業費」に記載の事業、ここに記載の他、合同パトロールや子ども 110 番の設置の支援、教育庁ではスクールガードリーダーの養成講座、学校安全推進会議の開催等をして います。

最後に 6 ページ、「あいさつからはじまる安全・安心どさんこ運動」、当課と道警と教育庁で取り組んでいるもの ですけれども、行政や関係団体 70 機関で構成する推進会議を主体とした運動を展開して おります。

こういった事業の取組の成果として、指標項目を一項目設定して おります、「通学路を設定している学校のうち、PTA や地域住民、ボランティア等による巡回パトロールを行っている小中学校の割合」というのを目標値 100 に対して、27 年度の時点で小学、中学とも達成しているという状況になって おります。

29 年度の推進状況としては以上のとおりです。

○丸山会長 はい。ありがとうございます。ただいまの報告について何か質疑は ありませんか？

○秋葉委員 よろしいですか？

○丸山会長 はい、どうぞ

○秋葉委員 こちらの資料の2ページ、資料6-1の2ページの放課後の児童クラブ数のところで、この計画の最終目標値1,010という箇所に対して、いまもう1,022ということでクリアしていると、これはこの次のプランには重点目標にもならないってことになっていくのか、今、現状ではやっぱり共稼ぎ世帯すごく増えていると思うんですね、その辺のこう目標の設定の仕方っていうのはどのようにしていくのかと思ひまして？

○事務局（青少年グループ柴田主幹）はい。計画の策定につきましては、先程説明しました諮問事項になっておりまして、今度の計画の策定するときには、計画本体プラス、指標につきましても、どのような指標がいいのかということを経務局案をつくりながら皆さんに提示をしていくわけですけれども、今回も42の取組に対して28しか指標が設定できていないと、なかなか取組に対していい指標というのが設定できない状況でいるんですけれども、各部が設定している指標で当課の作っている計画にマッチングするような指標につきまして引っ張ってきているような状況でございます。保健福祉部なり教育庁のほうがこちらの事業、指標について重要だというふうに考えれば、次期の計画につきましても、そのままこの事業については、指標については、重要だということで引き続き指標に設定されるということになるかと思ひます。

○秋葉委員 これ市町村によってはバラツキってあるんですか？どっかのところは目標にいてないけれども、ある地域はもうかなり整備されているみたいな？

○事務局（青少年グループ柴田主幹） 当課のほうではそういった情報までちょっと今回勉強していなかったんですけれども、おそらくどこで補助金を貰って事業を実施しているかとかいうことは確認が出来ますので、確認をして別途ご報告したいと思ひます。

#### 4 その他

○丸山会長 宜しいですか？他に何かございせんか？それではこの議題を終わりますして、最後にその他ですけれども、最後にその他として委員の皆さんから何かございせんか？特にございせんか？それでは事務局のほうからその他として何かありますか？

○事務局（青野青少年担当課長）はい。次回の本審議会の開催につきましては、会長と相談のうえご案内したいと思いますけれども、今のところ来年3月以降というふうな考えでございますのでよろしくお願ひいたします。またこの後、若干の休憩を挟みまして

29 年度第 2 回の部会を開催させていただきたいと思いますので、先程指名を受けていただきました委員は引き続きよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○丸山会長 それでは部会委員の皆様は大変ご苦勞様でございますけれども、この後の部会もよろしくお願いいたします。

以上で本日の議事を終了いたします。皆様どうもお疲れ様でございました。

## 5 閉 会

○事務局（青野青少年担当課長） 丸山会長、ありがとうございました。審議会委員の皆様、本日は、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

以上をもちまして、29 年度第 2 回青少年健全育成審議会を閉会させていただきます。お疲れ様でございました。ありがとうございます。

以 上